

26消第473号
平成27年2月25日

各消防署長 様

消 防 長

火災予防上必要な業務に関する計画（例）について

上記のことについて、下記のとおり作成しましたので、指定催しの関係者等に対する指導に活用されるようお願いします。

記

1 目 的

京都中部広域消防組合火災予防条例（昭和57年京都中部広域消防組合条例第28号。以下「条例」という。）第46の3第1項の規定により指定催し（条例第46条の2第1項に規定するものをいう。）を主催する者は、指定催しの指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、当該計画に基づく業務を行わせるとともに、条例第46条の3第2項の規定により計画を消防署長に提出しなければならないとされていることから、各消防署における当該指定催しの関係者等に対する指導に活用できるよう計画の例を作成したものです。

2 内 容

別添「火災予防上必要な業務に関する計画（例）」のとおり

3 その他の資料

- (1) 火災予防上必要な業務に関する計画提出書（記載例）
- (2) 会場配置図（記載例）
- (3) 露店等配置図（記載例）

4 その他

この計画（例）については、あくまでも例であることから、当該指定催しの規模、火災予防上必要な業務の実施体制等を勘案して、必要に応じ、当該計画（例）の内容を変更して指導するようお願いします。

担当課係	消防課予防係
担当者名	井 上
内 線	131

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇大会の火災予防上必要な業務に関する計画（例）

1 目的

この火災予防上必要な業務に関する計画（以下「計画」という。）は、次により開催する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇大会（以下「〇〇大会」という。）において、火災が発生した場合に人命又は財産に与える重大な被害の防止及び軽減を図るために火災予防上必要な業務に関する事項を定めることを目的とする。

日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで

場所：〇〇市〇〇町〇〇

〇〇川河川敷（〇〇大橋及び〇〇〇〇公園一带）及び周辺道路路上

露店等の最大数：〇〇〇店舗

2 適用範囲

この計画は、〇〇大会を主催する者（以下「主催者」という。）が定める範囲及び〇〇大会を主催するすべての関係者に適用する。

3 主催者の責任

- (1) 主催者は、〇〇大会における防火管理業務について、別に定めがあるほか、すべての責任を負うものとする。
- (2) 主催者は、火災予防上必要な業務に関し指示等を行うことができる者を防火担当者として選任し、計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせるものとする。
- (3) 主催者は、火災予防上必要な業務に関し、防火担当者に指示を与えるものとする。

4 防火担当者の責任

- (1) 防火担当者は、計画の作成及び計画に基づく業務の実施に関するすべての権限を有するものとする。
- (2) 防火担当者は、計画の作成及び計画に基づく業務に関し主催者の指示を受け、次に定める業務を遂行するものとする。
 - ア 計画の作成及び変更に関すること。
 - イ 火災予防に関する業務の実施体制の確保及びその指示に関すること。
 - ウ 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握並びにその指導に関すること。
 - エ 露店等及び客席の火災予防上の安全な配置及びその指導に関すること。
 - オ 対象火気器具等に対する消火準備及びその指導に関すること。
 - カ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導及びその指示に関すること。
 - キ その他火災予防上必要な業務に関すること。

5 火災予防組織

防火担当者は、〇〇大会における災害の発生を防止するため、火災予防組織を別添1のとおり定めるものとする。

6 露店等の事前把握

- (1) 防火担当者は、露店等を開設する者を代表する者（以下「露店等代表者」という。）

から開設する露店等の配置、露店等の形態並びに露店等における対象火気器具等の使用、危険物の取扱い及び消火器の準備の状況について、事前に報告させるものとする。

(2) 防火担当者は、事前の報告により露店等一覧表等を作成しておくものとする。

7 事前の確認事項

(1) 主催者は、露店等及び客席の配置を別図（会場配置図・露店等配置図）のとおり定めるものとする。

(2) 防火担当者は、主催者が定めたガソリン発電機の使用及びガソリンの持込みを禁止する範囲を露店等代表者に事前に周知し、露店等の関係者に徹底しておくよう指導するものとする。

(3) 防火担当者は、その他火災予防上必要と認められる確認事項について、露店等代表者に事前に周知し、露店等の関係者に徹底しておくよう指導するものとする。

8 露店等の現地確認

(1) 防火担当者又は防火担当者の指示を受けた者は、事前に定めた配置に該当する露店等が開設されているかを確認するとともに、事前に把握していない露店等があった場合は、速やかに撤去させるものとする。

(2) 防火担当者は、露店等代表者、消防機関、警察機関及びその他の関係機関と現地確認の実施方法、実施範囲等について、事前に調整しておくものとする。

(3) 防火担当者は、別添1に掲げる区域の確認担当者に現地確認を実施させるものとする。

(4) 確認担当者は、露店等における対象火気器具等の使用、危険物の取扱い及び消火器の準備の状況が火災予防上支障がないかを確認するとともに、不適正な行為等があった場合は、速やかに是正するよう指導するものとする。

9 当日の警備体制

(1) 防火担当者は、露店等における火気を取扱状況、雑踏の状況等を把握するため、別添1に掲げる区域の監視員に当該状況を随時連絡させるものとする。

(2) 監視員は、安全に火気を使用していない等の危険な状況を発見したときは、防火担当者に連絡するとともに、火気を使用している者に対し、速やかに是正するよう指導するものとする。

10 火災発生時の体制

(1) 防火担当者は、〇〇大会における火災発生時の被害の防止又は軽減を図るため、火災対応組織を別添2のとおり定めるものとする。

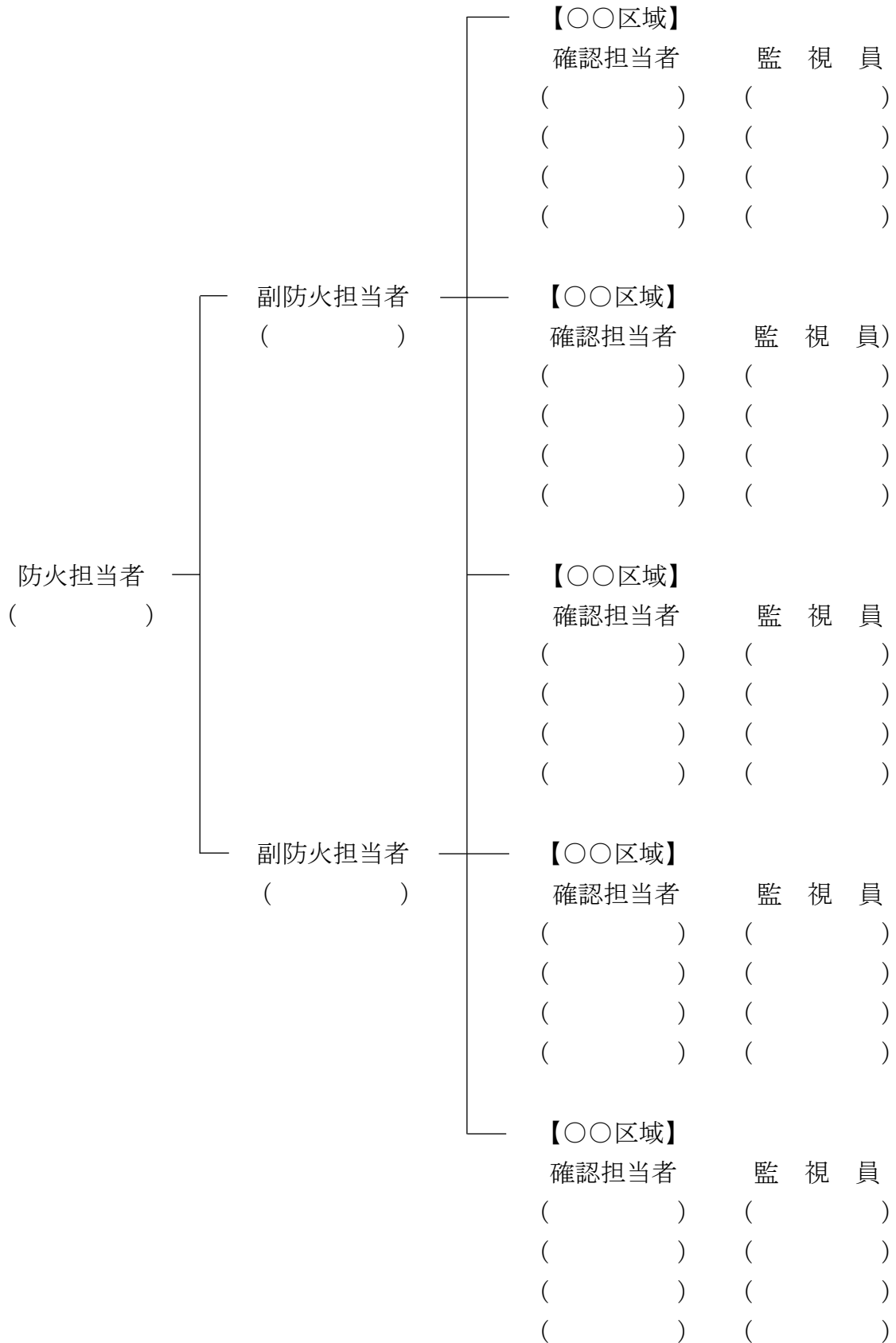
(2) 防火担当者は、消火活動及び避難誘導を行う者に消火器、拡声器等の必要な資器材を配備するとともに、防火担当者との連絡に必要な機器を携帯させるものとする。

(3) 防火担当者は、火災の発生を観客等に周知するために必要な放送設備等を設置するものとする。

11 関係機関との連絡体制

主催者は、消防機関、警察機関及びその他の関係機関との連携を図るものとし、計画に変更が必要な場合のほか、必要に応じて、これらの関係機関に連絡するものとする。

火 災 予 防 組 織



別添2

火災対応組織

本部
主催者（代表者）（ ）
連絡先（携帯）< _____ >

防火担当者（ ）
連絡先（携帯）< _____ >

副防火担当者（ ）
連絡先（携帯）< _____ >

 通報連絡担当（ ）
 避難誘導担当（ ）
 放送担当（ ）

副防火担当者（ ）
連絡先（携帯）< _____ >

 消火活動担当（ ）
 救護担当（ ）

《 緊急連絡先 》

消防機関 _____
警察機関 _____
警備委託業者 _____
露店等（代表者） _____
その他
（ ） _____
（ ） _____

【〇〇区域】
 消火活動担当（ ）
 通報連絡担当（ ）
 避難誘導担当（ ）

【〇〇区域】
 消火活動担当（ ）
 通報連絡担当（ ）
 避難誘導担当（ ）

【〇〇区域】
 消火活動担当（ ）
 通報連絡担当（ ）
 避難誘導担当（ ）

【〇〇区域】
 消火活動担当（ ）
 通報連絡担当（ ）
 避難誘導担当（ ）

【〇〇区域】
 消火活動担当（ ）
 通報連絡担当（ ）
 避難誘導担当（ ）